

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、そ  
の翌日  
に代り  
休む日  
がたると  
する)

## 目次

- ◇訓令 鳥取県災害状況報告規程を廃止する訓令
- ◇告示 土地改良区の設立の認可
- ◇教委告示 鳥取県指定天然記念物の指定
- ◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- ◇公告 クリーニング師試験の合格者
- ◇正誤 昭和四十年九月二十一日付け鳥取県告示第四百七十三号中訂正

## 訓令

### 鳥取県訓令第九号

鳥取県災害状況報告規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県災害状況報告規程を廃止する訓令

鳥取県災害状況報告規程(昭和二十九年六月鳥取県訓令第八号)は、廃止する。

### 附則

この訓令は、昭和四十年九月二十八日から施行する。

## 告示

### 鳥取県告示第四百八十四号

倉吉市山根三九七番地岡本正義ほか十四人の者から申請のあつた西郷土地改良区の設立については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年九月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第二十三号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条第一項の規定により、次のものをそれぞれ鳥取県指定天然記念物に指定したので、同条例第三十条第三項において準用する同条例第四条第二項の規定により告示する。

昭和四十年九月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 萩 原 治 郎

名称	員数	特徴	所在の場所	所有者
落折のイチ	二本	地方的に名木であり、巨樹である。	八頭郡若桜町大字落折家廻り三五番地	落折財産区代表者 平家喜代治
中山町ハマナス自生南限地帯	二地区(一八)	ハマナスの自生南限に当たり、学術上、景観上極めて貴重な植物群落である。	西伯郡中山町松河原字西小総三六四、二二、二八番地先の海岸	建設省

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十五号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十年九月二十九日から施行する。

昭和四十年九月二十八日

鳥取県公安委員長 井上善一

るの項中

二級国道倉吉姫路線  
倉吉市宮川町一、二、四番地先から同市内竹田橋西詰までの間

一、三五〇メートル三〇キロメートル

を

一般国道一七九号線  
倉吉市宮川町一、二、四番地先から同市内竹田橋東詰までの間

一、五五七メートル

四〇キロメートル（ただし、原動機付自転車を除く。）

に改める。

# 公 告

昭和40年9月15日に実施したクレーニンク師試験の合格者は、次のとおりである。

昭和40年9月28日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 横井 健次 | 池淵 昭  | 松浦 允彦 | 種子美智子 |
| 秋月 功  | 八田 仁一 | 松本 道夫 | 福田 高明 |
| 中村平八郎 | 表 玲   | 遠藤 睦美 | 龜山 弘  |

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 安國美紗子 | 山根 政義 | 堀井 壽  | 山口 勝也 |
| 松本 規雄 | 若田 長治 | 渡川 秀雄 | 池信 明道 |

# 正 誤

昭和四十年九月二十一日付け鳥取県告示第四百七十三号中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁段行 誤 正

二下四 「のとおり」 「次のとおり」

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取県印刷所  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】